

# 胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師登録制度規則

2024年6月制定

## 第1章 総 則

### (目 的)

**第1条** 本制度は、特定行為研修を修了し、胸部外科（呼吸器外科・食道外科）心臓・血管外科領域において診療補助を行う技能・知識を有する看護師を、関係5学会が登録、育成することを通じて、社会に貢献することを目的とする。

**第2条** この規則は、一般社団法人日本胸部外科学会（以下、「胸部外科学会」と称する）、特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会（以下、「心臓血管外科学会」と称する）、一般社団法人日本呼吸器外科学会（以下、「呼吸器外科学会」と称する）、特定非営利活動法人日本食道学会（以下、「食道学会」と称する）、特定非営利活動法人日本血管外科学会（以下、「血管外科学会」と称する）の推奨する特定行為研修修了看護師（以下、「胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師」という。）登録制度の運用について必要な事項を定める。

## 第2章 申請資格

### (申請資格)

**第3条** 胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師を申請するもの（以下、申請者という）は別に定める全ての資格を具備していなければならない。

### (申請)

**第4条** 申請者は別に定める申請書類にて申請しなければならない。

### (資格審査)

**第5条** 申請資格の審査および合否の判定は胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師登録委員会が行う。

### (登録証交付)

**第6条** 胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師には胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師登録委員会、胸部外科学会、心臓血管外科学会、呼吸器外科学会、食道学会、血管外科学会の連名で登録証を交付する。

## 第3章 更新登録

### (更新)

**第7条** 胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師は、5年ごとに更新しなければならない。  
2 胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師資格を更新申請する者（以下、更新申請者という）は、胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師登録委員会に申請する。

### (更新申請資格)

**第8条** 更新申請者は別に定める全ての資格を具備していなければならない。

### (更新申請)

**第9条** 更新申請者は前条に定める申請書類に、別に定める更新料を添えて申請しなければならない。

### (資格審査)

**第10条** 更新申請資格における審査及び合否の判定は胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師登録委員会が行う。

### (登録証交付)

**第11条** 前条の審査に合格した更新申請者には、胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師登録委員会、胸部外科学会、心臓血管外科学会、呼吸器外科学会、食道学会、血管外科学会の連名で登録証を交付する。

## 第4章 登録委員会

### (事業)

第12条 胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師登録委員会は、次の事業を行う。

- 1) 胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師制度の整備など
- 2) 胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師の申請資格認定、合否判定、登録、更新など
- 3) その他、前条の目的を遂行するために必要な業務

### (委員会)

第13条 胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師登録委員会は、胸部外科学会、心臓血管外科学会、呼吸器外科学会、食道学会、血管外科学会から推薦された委員をもって構成する。委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

### (委員長)

第14条 胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師登録委員会委員長（以下、委員長と称する。）を1名、同副委員長（以下、副委員長と称する。）1名を置く。委員長、副委員長は委員の中から互選する。任期は2年とし、再任を妨げない。

### (会議)

第15条 本委員会の議長は委員長が務める。全委員の3分の2以上の出席がなければ議決することができない。ただし、当該議事に関してあらかじめ文書で意思表示したものについては、これを出席したものとみなす。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (分担金)

第16条 胸部外科学会、心臓血管外科学会、呼吸器外科学会、食道学会、血管外科学会は分担金をこの事業のために供出する。分担金の額は、別途関係5学会間の協議により定めるものとする。

### (事務局)

第17条 本委員会の事務局は胸部外科学会事務局に置く。

### (会計)

第18条 本委員会に関わる会計に関する事務処理は委員長の指揮監督下において事務局が一括してこれを行う。委員長は、少なくとも年に1度、本委員会にかかる会計の状況を本委員会に報告するものとする。

### (解散)

第19条 本委員会の解散については、委員会の決議を経て、胸部外科学会理事会、心臓血管外科学会理事会、呼吸器外科学会理事会、食道学会理事会、血管外科学理事会に承認を得るものとする。

### (規則の変更)

第20条 この規則の変更あるいは廃止については、委員会の決議を経て、胸部外科学会理事会、心臓血管外科学会理事会、呼吸器外科学会理事会、食道学会理事会、血管外科学理事会に承認を得るものとする。

### (細則)

第21条 この規則を施行するために付則を定めることができる。

### 附則

1. この規則は胸部外科学会理事会、心臓血管外科学会理事会、呼吸器外科学会理事会、食道学会理事会、日本血管外科学理事会の承認を経て施行する。

# 胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師登録制度 申請要項

2024年6月制定

## (申請資格)

第1条 胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師の登録を申請しようとする者は、以下の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならない。

- (1) 日本国の看護師免許を有すること。
- (2) 過去5年間に於いて、手術室、集中治療室、胸部外科（呼吸器外科・食道外科）または心臓・血管外科関連周術期管理病棟の勤務が満1年間以上あること。
- (3) 特定行為研修制度に定められる38行為のうち7行為以上の研修を修了していること。
- (4) うち1項目以上で、定められた手順書をもとに、特定行為を実施した実績を持つこと。
- (5) 一般社団法人日本胸部外科学会（以下、「胸部外科学会」と称する）、特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会（以下、「心臓血管外科学会」と称する）、一般社団法人日本呼吸器外科学会（以下、「呼吸器外科学会」と称する）、特定非営利活動法人日本食道学会（以下、「食道学会」と称する）、特定非営利活動法人日本血管外科学会（以下、「血管外科学会」と称する）のいずれかの会員であること。会員種別は問わない。

## (申請)

第2条 胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師の申請を行おうとする者は、胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師登録委員会（以下、登録委員会）の指定する方法で申請を行い、以下の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- |                  |    |
|------------------|----|
| (1) 申請書          | 1部 |
| (2) 看護師免許証の写し    | 1部 |
| (3) 職務経歴書        | 1部 |
| (4) 特定行為研修修了証の写し | 1部 |
| (5) 特定行為実施証明     | 1部 |

2 職務経歴書は、所属部門長等が発行する職務経歴書とする。

3 特定行為実施証明書は5学会いずれかの学会員である診療科長が発行するものとする

3 胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師の登録申請は、所定の期間に受け付ける。

## (審査)

第3条 胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師の登録審査は書類審査とし、登録委員会が実施する。登録委員会が審査方法の変更・審査の追加が必要と認めた場合には、関連5学会の理事会に答申し、理事会の承認を受けて決定する。

2 審査に係る書類の不備について連絡を受けたにもかかわらず、特別の理由もなく所定の期日を経過した場合、審査を行わない場合がある。-

## (登録)

第4条 登録委員会は、審査結果を各法人の理事会に報告し、審査結果を申請者に通知する。

2 審査に合格した者は、審査結果通知後、登録委員会が指定する期日までに登録料

4,000 円(税別)を納付する。所定の期日までに納付が確認されなかった場合、合格を取り消す。

- 3 これら法人の理事長は、前項の登録料を納付した者を胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師として登録し、登録証を交付するとともに、ウェブサイトへの掲示その他の電磁的方法をもって公示する。
- 4 既納の登録料は、いかなる理由であっても返還しない。

# 胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師登録制度 更新要項

2024年6月制定

胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師資格の有効期間が終了し、引き続きこの資格の継続を希望するものは、有効期間が終了する前に所定の更新手続きをしなければならない。

## (更新資格)

第1条 胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師登録の更新を希望する者は、以下の各号に掲げる資格をすべて満たさなければならない。

- (1) 現に胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師の資格を有し、その有効期間が終了する年度に達していること。
- (2) 更新申請する年の前年から5年前の1月1日から申請する年の12月31日までの間に、教育セミナー等への参加実績があること。

## (教育セミナー受講実績)

第2条 前条第2号に定める教育セミナー等への参加実績とは、下記の各号とする。

- (1) 5学会いずれかが主催または共催する学会、教育セミナー等への2回以上の参加実績、あるいはこれに相当するe-learning等の受講実績があること。

## (更新申請)

第3条 胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師資格の更新を希望する者は、登録委員会の指定する方法で申請を行い、以下の各号に掲げる書類をこの法人に提出し、更新を申請しなければならない。

- |                     |    |
|---------------------|----|
| (1) 更新申請書           | 1部 |
| (2) 職務経歴書           | 1部 |
| (3) 教育セミナー受講証明書等の写し | 1部 |

2 前項第2号に掲げる証明は、所属長等が発行する職務経歴書とする。

3 胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師資格の更新申請の受付期間は、登録期間の終了する年の前年の所定の期間とする。

## (更新審査)

第4条 胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師の更新審査は書類審査とする。

2 既納の審査料は、いかなる理由であっても返還はしない。

## (認定・登録)

第5条 登録委員会は、審査結果を理事会に報告し、審査結果を申請者に通知する。

- 2 審査に合格した者は、審査結果通知後、登録委員会が指定する期日までに登録料42,000円(税別)を納付する。指定の期日までに納付が確認されなかった場合、合格を無効とする。
- 3 前項の登録料を納付した者を胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師として登録し、登録証を交付するとともに、電磁的方法をもって公示する。
- 4 既納の登録料は、いかなる理由であっても返還はしない。

### (更新の猶予期間)

第6条 有効期間中に以下の各号に掲げる事由により更新に必要な実績を満たすことが出来ないものは、資格喪失時点から6年間を限度として猶予期間を設けることができる。なお、その期間については胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師と称することはできない。

- (1) 妊娠, 出産, 育児, 病氣療養, 介護
- (2) 災害被災等

### (資格喪失後の再登録)

第7条 前条に掲げる事由によりその資格を喪失し、前条の期間内に該当するものは、再度胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師資格の申請をすることができる。

### (再登録資格)

第8条 胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師の再登録は、その年度の前年度にあたる1年間で、教育セミナー等へ2回以上の参加実績、あるいはこれに相当するe-learning等を受講していることを条件に再登録を申請することで、審査のうえ再登録できるものとする。

### (再登録申請)

第9条 この内規第17条に該当する者が再登録審査を申請するときは、登録委員会の指定する方法で申請を行い、以下の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- |                   |    |
|-------------------|----|
| (1) 再登録申請書        | 1部 |
| (2) 職務経歴書         | 1部 |
| (3) セミナー受講証明書等の写し | 2部 |

2 前項第2号に掲げる証明は、所属長等が発行する職務経歴書とする。

3 胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師の再登録申請の受付期間は、資格喪失年から猶予期間が終了する前年までの定められた期間とする。

4 胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師の再登録料は4,000円(税別)とし、申請時に納付する。登録委員会が指定する期日までに振込みが確認されなかった場合、申請を無効とする。

### (再登録審査)

第10条 胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師の再登録審査は書類審査とする。

2 既納の再登録料は、いかなる理由であっても返還はしない。

### (登録)

第11条 登録委員会は、審査結果を理事会に報告し、審査結果を申請者に通知する。

2 この法人の理事長は、審査に合格した者を胸部・心臓・血管外科領域特定行為研修修了看護師として登録し、登録証を交付するとともに、ウェブサイトへの掲示その他の電磁的方法をもって公示する。